

○国家公安委員会告示第五十一号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第七条の規定に基づき、当該国外犯罪被害に關し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

平成二十八年十月十二日

国家公安委員会委員長 松本 純

一 警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）第四条の規定により支給される賞じゅつ金及び同規則第五条の二第一項の規定により支給される殉職者特別賞じゅつ金

二 海上保安庁職員賞じゅつ規程（昭和二十八年海上保安庁達第三十七号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金及び同規程第六条第一項の規定により支給される殉職者特別賞じゅつ金

三 特別弔慰金に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第三十三号）第二条第一項の規定により支給される特別弔慰金

四 賞じゅつ金に関する訓令（昭和三十八年防衛庁訓令第十五号）第二条第一項から第六項までの規定によ

り支給される賞じゅつ金

五 外務公務員賞じゅつ規程（昭和五十四年外務省訓令第五号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金

六 法務省職員賞じゅつ規程（昭和六十年法務省人表訓第九百五十一号大臣訓令）第一条の規定により支給される賞じゅつ金及び同規程第二条の二第一項の規定により支給される殉職者特別賞じゅつ金

七 遺棄化学兵器の廃棄処理事業に従事する内閣府本府職員賞じゅつ規程（平成十三年内閣府訓令第四十五号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金

八 国際平和協力隊の隊員賞じゅつ規程（平成二十六年内閣府訓令第三十八号）第一条の規定により支給される賞じゅつ金

附 則

この告示は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。